



交通安全夫婦  
「たけぞう」「かずちゃん」

# あかし交通安全だより

## 第11号

### たけぞう、かずちゃんの交通安全教室 (自転車事故撃退!自転車安全利用五則編)

平成29年5月

明石市内で自転車関係事故多発!!平成28年中、明石市内で**自転車利用者5人死亡416人負傷!**  
交通事故防止のために交通安全夫婦「たけぞう」、「かずちゃん」といっしょに正しい自転車の乗り方について勉強しましょう!

今回は、自転車の基本的な交通ルール「自転車安全利用五則」について説明してみようかの。



自転車は、車道が原則、歩道は例外

70歳以上の高齢者か13歳未満の子供は歩道を通ることができる。「自転車通行可の標識」があればそれ以外の人も歩道を通れるぞ。

自転車は車の仲間(軽車両)なので車と同じように**道路の左側**を走るんじゃ。



車道は左側を通行



歩道は歩行者優先で、車道寄り徐行

歩道は歩行者優先じゃ。歩行者をどかせるためにベルを鳴らすなんてしてはいかんぞ。自転車を降りて追い越すんじゃ。

頭を打つと大きなけがにつながります。大事な子供さんを守るためにも**必ずヘルメット**をかぶらせてくださいね。



子どもはヘルメット着用



飲酒運転は禁止



二人乗りは禁止

安全ルールを守る



並進は禁止



交差点での一時停止と安全確認

《かずちゃんからもう一言!》



兵庫県では、自転車を利用する場合、**保険への加入**が義務付けられています。必ず保険に入っておいてくださいね。

## 明石市・兵庫県明石警察署

交通安全教室をご希望の方は  
明石警察署交通総務係  
078-922-0110(内線413)まで